

6月はシートベルト・チャイルドシート着用強調月間

6月は「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」です。後部座席でも必ずシートベルトを着用し、運転者は同乗者全員の着用を確認して、交通事故による被害を軽減しましょう。また、6歳未満のお子さんは必ずチャイルドシートを使用し、

6歳を過ぎてもシートベルトの位置が体格に合わない場合は、使用の継続やジュニアシートへ切り替えをお願いします。詳しくは、危機管理室（☎47-7385）へ。



案内

経営所得安定対策の交付申請を受け付け

農林水産省が行う経営所得安定対策交付金の申請を、次のとおり受け付けています。販売を目的として、水田で対象作物を作付ける場合、経営所得安定対策の交付金を受ける

ことができます。令和5年度の営農計画書を提出した人には、農協や農事改良組合を通じて申請書の配布を行いました。それ以外で申請を希望される人は6月30日までに、農林課または各地域事務所の産業建設課で申請してください。申請方法など詳しくは、農林課（☎47-8628）へ。



6月4日から10日までは「危険物安全週間」

6月4日から10日までは、危険物安全週間です。今年度の推進標語は「意志つなぐ 連携プレーで 事故防ぐ」です。火災発生の危険性が高いガソリンや灯油、軽油などの危険物の取り扱いには十分注意しましょう。詳しくは、大垣消防組合予防課（☎87-1512）へ。

全国瞬時警報システムの全国一斉情報伝達試験

地震や大規模なテロ、ミサイル攻撃など、国の緊急情報を発信する「全国瞬時警報システム（Jアラート）」のその情報伝達試験が、6月7日（水）午前11時に、全国一斉に行われます。それに伴い市は、防災行政

無線屋外スピーカーなどからの試験放送、および市メール配信サービス登録者などへの試験配信を行います。詳しくは、危機管理室（☎47-7385）へ。

ご利用ください！ 育英資金制度（二次募集）

経済的な理由で修学が困難な人を支援するため、「育英資金制度」を設けています。
 ＊対象／大学、短期大学、大学院、専修学校（専門課程）、高等専門学校（4・5年）の学生
 ＊支給月額／2万5,000円（助成2,500円＋貸付2万2,500円）
 ＊募集人数／9人
 ＊申請方法／6月30日までに、社会福祉課で配布の申請書（市HPからダウンロード可）に必要書類を添えて、同課（☎47-7256）へ

水道に関するお知らせ

問合せ／水道料金等お客様専用電話（☎71-8848、平日の8:30～17:15）

◆有効期間を経過する水道メーターを交換

市は計量法に基づき、有効期間の8年を経過する水道メーターの交換を行っています。6月下旬から10月下旬にかけて、市が委託した指定工事業者が、該当するご家庭へ伺って交換作業を行いますので、ご協力をお願いします（費用は不要）。



◆上・下水道の使用開始・中止の申し込みはお早めに

引越しなどで上・下水道の使用を開始または中止するときは、申し込みが必要です（井戸水による下水道使用も含む）。お早めに、水道料金等お客様専用電話へ連絡してください。使用開始・中止する3営業日前から1か月前までであれば、インターネットで24時間申し込みが可能です。市HPのオンラインサービス「水道等開始・中止インターネット申し込み」からお申し込みください。

水道等の申込専用ページ



スマートフォン用 携帯電話用

運営／大垣市水道料金等業務委託受託者「ヴェオリア・ジェネッツ(株)」

水道料金などのお支払いは口座振替が便利です！

「Web口座振替受付サービス」をご利用ください

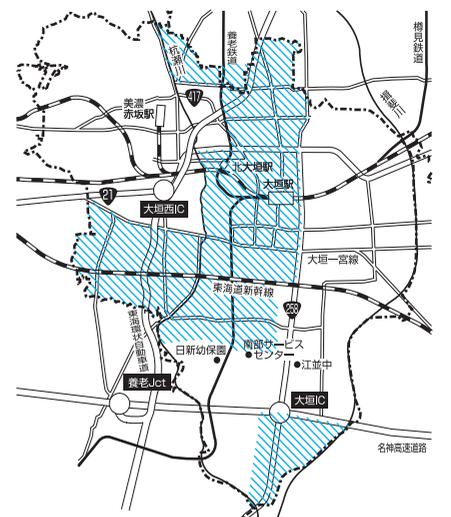
水道料金などのお支払いは、口座振替が便利で安心です。市内金融機関窓口で申し込みができますので、ご利用ください。現在、上・下水道を利用している人は、自宅のパソコンやスマートフォンからインターネットを利用して、口座振替の申し込みができます（一部金融機関を除く）。市HPのオンラインサービス「Web口座振替受付サービス」からお申し込みください。



申込ページ

水道管の漏水調査を行います

道路に埋設された水道管の漏水調査を行います。調査員は、市が委託した専門業者で、腕章と市が発行した身分証明書を携帯しています。大切な水を無駄にしないために、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。
 ▶調査区域／右図のとおり
 ▶調査期間／6月上旬～11月下旬（夜間調査の場合もあり）
 ▶問合せ／水道課（☎47-8692）へ



国民健康保険料の納付方法

年金引き落とし 口座振替 いずれか選択を

世帯主が国民健康保険に加入していて、世帯内の国民健康保険加入者全員が65～74歳の場合は、10月からの国民健康保険料の納付方法について、「世帯主の年金からの引き落とし」または「口座振替」のいずれかを選択してください。詳しくは、国保医療課国民健康保険グループ（☎47-8132）へ。

◆現在、納付書で納付している世帯

6月中旬に案内を郵送します。手続きがない場合、原則「世帯主の年金からの引き落とし」に切り替わります。「口座振替」を希望する人は、手続きが必要です。

◆現在、世帯主の年金からの引き落としの世帯

これまでどおり「世帯主の年金からの引き落とし」による納付となります。

◆現在、口座振替を利用し、保険料の未納がない世帯

これまでどおり「口座振替」による納付となります。

◆保険料の未納がある世帯（口座振替利用者を含む）

自動的に「世帯主の年金からの引き落とし」に切り替わります。

口座振替を希望する場合の手続きは・・・

6月30日までに、国保医療課、各地域事務所、市民サービスセンターで手続きをしてください。
 【持ち物】①振替口座の預金通帳 ②通帳の届け印 ③保険証 ④納付書